

(仮称) 旭川市 ジェンダー平等プラン案 (骨子)

～はじめに～ 「(仮称) 旭川市ジェンダー平等プラン」とは(策定経緯と概要)

旭川市では、男女共同参画に係る施策や配偶者等からの暴力の被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を進めるためそれぞれの計画を策定し、これまで社会経済情勢など様々な変化を踏まえて、各計画を改定してきました。

現在は、「第2次あさひかわ男女共同参画基本計画」と「第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」に基づき、各施策に取り組んでいます。

「(仮称) 旭川市ジェンダー平等プラン」は、「第2次あさひかわ男女共同参画基本計画」の中間見直し時期に併せ、「第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」と統合してつくる計画です。

今回はこのプランの屋台骨であり大枠となる骨子を作成しました。この骨子についてパブリックコメントを実施し、意見を反映したプランの策定を進めていくものです。

1 プラン策定の趣旨

旭川市では、平成 9 年（1997 年）に「男女共同参画を目指す旭川女性プラン」を策定し、男女共同参画に係る施策を推進する中で、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画基本法」が公布・施行したことから、平成 15 年（2003 年）3 月に「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」を制定しています。

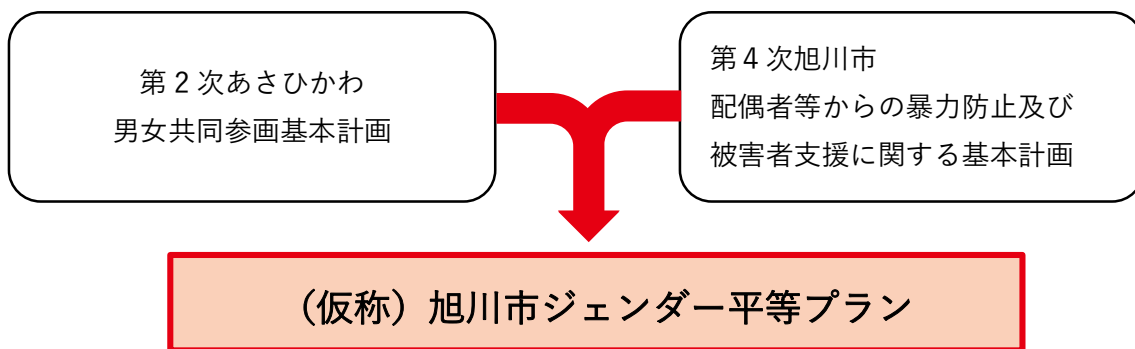
その後、計画の改定を重ね、現在は「第 2 次あさひかわ男女共同参画基本計画（計画期間：令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度））」に基づき取組を進めています。

一方、これとは別に旭川市では配偶者等からの暴力の被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を進めるため、平成 21 年（2009 年）に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、現在は「第 4 次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（計画期間：令和 6 年度（2024 年度）～令和 12 年度（2030 年度））」となっています。

このような計画改定を経る中で、本市では、ジェンダーによる固定的役割分担意識や、それに基づく社会慣習・制度が根強く残っており、将来展望を地域外に求める若年女性の人口流出が大きな課題となっています。また、性的マイノリティといった性の多様性への理解や尊重、DV や虐待などのあらゆる暴力の防止等、困難を抱えた人たちが安心して暮らせる社会づくりが求められています。

今回、「第 2 次あさひかわ男女共同参画基本計画」の中間見直し時期に併せて、同計画と目指す社会的な目標が密接に関係している「第 4 次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」とを統合し 1 つの計画とする、「(仮称) 旭川市ジェンダー平等プラン」を策定し、男女共同参画に係る施策を計画段階から包括的に管理・運営し、より効果的に推進していくこととしました。

このプランに掲げた方針や方向性に基づき、全ての市民が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、ジェンダーに関わりなく、その個性と能力を十分発揮しながら活躍できるジェンダー平等社会の実現を目指し、旭川市のジェンダー平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



計画統合の理由

- 目指す社会的な目標が密接に関係している 2計画を統合することで、事業について包括的に進捗管理をして効果的に推進するため。
- 国も、国が策定した男女共同参画基本計画の目標の1つである「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に沿ってDV防止に係る施策を進めているため。

〈用語解説〉

ジェンダー：「男性らしさ」や「女性らしさ」といった、社会通念や慣習によって作られた性別に対する考え方

性的マイノリティ：性的少数者とも。性自認と生物学的性が一致し、かつ異性を好きになる人が多数であることに對して、これと異なる要素の組み合わせを持つ人のこと。

DV：「ドメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

ジェンダー平等：ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

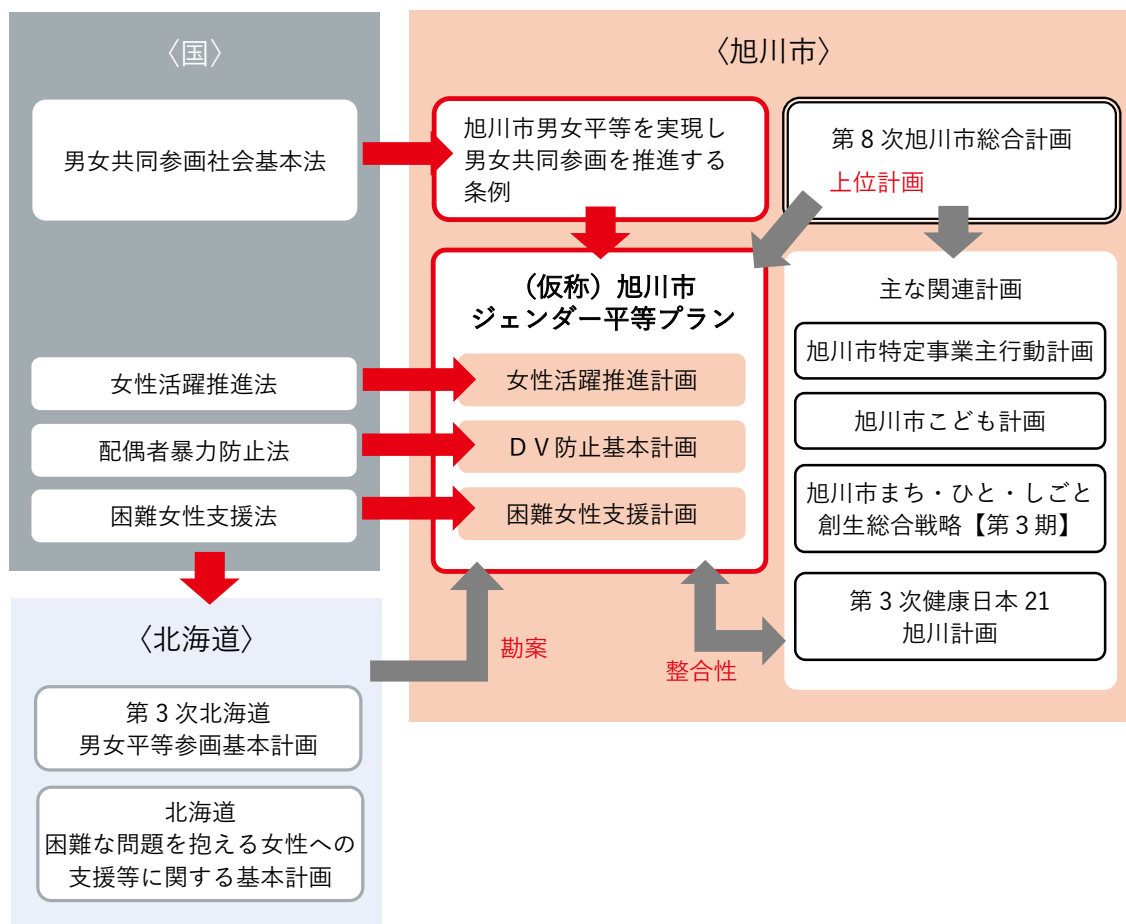
2 プランの位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」 第 14 条第 3 項及び「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」 第 15 条に基づく男女共同参画基本計画として策定します。

また、本プランの一部は、次の 3 つの基本計画に位置付けます。

- (1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村推進計画
- (2) 「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に定める市町村基本計画
- (3) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に定める市町村基本計画

本プランは、旭川市の市政運営における最上位計画である「第 8 次旭川市総合計画」の個別計画に位置付けられるとともに、「旭川市特定事業主行動計画」や「旭川市こども計画」を始め、関連のある各分野の個別計画とも連携し推進していきます。



3 プランの背景

(1) 旭川市の現状

旭川市では、平成 18 年（2006 年）の「あさひかわ男女共同参画基本計画 2006」を策定してから 20 年が経過しようとしています。本市が実施した「令和 6 年度男女共同参画に関する市民意識調査」などの結果を見ると、「政治の場」や「社会通念・習慣・しきたり」を始めとして、多くの場面で「男性優遇」と感じている割合が高くなっており、ジェンダー平等社会の実現には至っていません。

こうした現実を打開し、性別に関わらず誰もがその個性と能力を十分発揮できる社会を実現するためには、市民、企業、行政が課題と目標を共有し、一体となってこれまで以上に取り組んでいく必要があります。

また、人口減少や少子高齢化、世帯構成の急激な変化など、目まぐるしく変化する社会情勢の中において、ジェンダー平等に取り組むことは、地域社会の担い手を確保し、持続可能で活力ある社会の実現につながるとともに、「男女」にとどまらず年齢や性的指向や性自認に関することも含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸せを感じられる社会の実現にもつながります。

(2) 第 2 次あさひかわ男女共同参画基本計画の取組状況

「第 2 次あさひかわ男女共同参画基本計画」で設定した数値目標の達成状況については、多くの項目で順調に推移しており、既に目標を達成しているものもあります。

一方で、男女共同参画社会の形成や女性の社会参画に関する項目では目標値を下回っている状況です。

その背景としては、家事や育児、家族の介護等の家庭責任の多くを女性が担っていること、男性を中心とした雇用慣行や社会制度が維持されていることや、固定的役割分担意識が根強いことなどが考えられます。

「第 2 次あさひかわ男女共同参画基本計画」での各基本目標の数値目標の達成状況は次のとおりです。

〈用語解説〉

固定的役割分担：男女を問わず個人の能力等ではなく、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、性別を理由として役割を分ける考え方

■基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の促進

評価指標	基準値	現状値	目標値	評価
性別に基づく固定的役割分担の考え方に反対の人 ※「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	52.1% (R1)	66.1% (R6)	62% (R11)	◎
男女共同参画社会の形成についての満足度 ※「満足」「まあまあ満足」と回答した人の割合	12.6% (R1)	11.3% (R5)	15.6% (R11)	×

（【評価】 ◎：達成、○：順調に推移、△：従前推移では達成困難、×：未達成／基準値を下回る）

性別に基づく固定的役割分担の考え方に反対の人の割合は５年間で大きく伸び、男女共同参画意識が順調に浸透してきています。一方で、男女共同参画社会の形成への満足度は計画策定時よりも後退しており、市民への男女共同参画意識の浸透に対して社会風土や環境が追い付いていないことが考えられます。

今後も様々な取組や啓発を通して、男女共同参画の社会全体への浸透を進め、市民意識と社会の現状のギャップを埋めていく必要があります。

■基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

評価指標	基準値	現状値	目標値	評価
市の附属機関等における女性の割合	25.5% (R2)	28.8% (R6)	36% (R12)	△
市職員の管理職における女性の割合 ※保育士・消防職・医療技術関係職を除いた行政職全体の割合	11.1% (R2)	13.4% (R6)	15% (R8)	○
企業の管理職における女性の割合 ※課長職以上の女性の割合	7.9% (R1)	8.8% (R5)	15% (R11)	△

各指標の女性登用の割合は確実に上昇しているものの、目標達成に向けた伸びは鈍い状況です。世界経済フォーラムによる各国の男女間の格差を数値化した GGI（ジェンダーギャップ指数）の指標において国全体としても政治と経済の値が低い状況にもなっており、市としてより一層女性の登用を進めるとともに、企業への女性活躍の重要性の啓発や支援により女性の参画を推進していく必要があります。

〈用語解説〉

GGI（ジェンダーギャップ指数）：経済、教育、健康、政治の分野毎に男性に対する女性の割合を示し、0 が完全不平等、1 が完全平等となる。2024 年の指数は日本は総合 0.663 で 146 か国中 118 位。教育と健康はトップクラスだが、政治と経済は数値が低い。

■基本目標Ⅲ 誰もが働きやすい環境づくり

評価指標	基準値	現状値	目標値	評価
女性就業率	39.8% (R1)	45.2% (R3)	43% (R6)	◎
ワークライフバランスを実現できていると思う人の割合 ※対象年齢 18 歳～59 歳	17.1% (R1)	18.2% (R5)	22% (R11)	○
市職員の年次有給休暇取得率 ※標準付与日数 20 日に対する取得日数の割合	11.6 日 (R1)	13.8 日 (R5)	15 日 (R8)	○
企業に勤める人の年次有給休暇取得率 ※平均取得率が 60%以上の企業の割合	19.9% (R1)	35.9% (R5)	35% (R11)	◎
市職員の男性の育児休業取得率	10.5% (R1)	48.4% (R5)	20% (R8)	◎
企業に勤める男性の育児休業取得率 ※取得率 10%以上の企業の割合	6.8% (R1)	54.2% (R5)	13.6% (R6)	◎

女性就業率、ワークライフバランスの実現、有給休暇や育児休業の取得率などは数値が上昇して、既に目標を達成した項目もあるなど誰もが働きやすい環境が整備されてきていることが読み取れます。特に男性の育児休業取得率は順調に推移し、目標値を大きく上回りました。

継続して取り組みを進め、雇用等の分野での固定的役割分担意識の解消を推進し、男女ともにワークライフバランスの充実した職場環境を整えていくことが重要です。

■基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の形成

評価指標	基準値	現状値	目標値	評価
相談機会が確保されていると感じている市民の割合 ※「充実」「まあまあ充実」と回答した人の割合	24.9% (R1)	23.2% (R5)	34% (R5)	×
健康寿命	健康寿命 男 79.32 歳 女 83.75 歳 平均寿命 男 80.70 歳 女 86.65 歳 (H29)	健康寿命 男 79.07 歳 女 83.80 歳 平均寿命 男 80.19 歳 女 86.27 歳 (R4)	平均寿命の 増加分を 上回る 健康寿命の 増加	◎

相談機会が確保されていると感じている市民の割合は目標を大きく下回っており、計画策定時の値よりも下回っています。LINE 相談窓口や LGBTQ の相談窓口の開始や若年層への相談窓口周知に取り組んでいますが、社会経済情勢の変化により健康や生活への相談を意識する機会が増え、相談機会への期待が高まっていると予想されます。健康寿命については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に平均寿命が短くなっており、本市においても同様に短くなっています。一方で、平均寿命の減少よりも健康寿命の減少の方が少なく、日常生活に制限のある期間が基準値より短縮したため、目標達成と評価しました。

周知や啓発などの取組を継続し、誰もが安心して暮らせる社会の形成を進めます。

4 プランの基本理念等（市の考え方）

（１）基本理念

「（仮称）旭川市ジェンダー平等プラン」は、「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」に定める次の7つの基本理念を具現化するための基本的な計画として策定するものです。

- （１）男女の人権の尊重
- （２）社会における制度又は慣行についての配慮
- （３）政策等の立案及び決定への共同参画
- （４）家庭生活における活動と他の活動の両立
- （５）教育及び学習における男女共同参画への配慮
- （６）性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮
- （７）国際社会における取組の配慮

（２）計画期間

令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。

（３）プランの構成

プランでは 3 つの基本目標の下で 9 つの基本的方向を設定し、22 の施策の方向性により構成します。

また、プランによる各種施策の成果を測るために評価指標を設定します。

- 継続的な状況把握が必要なことから、原則的には第 2 次あさひかわ男女共同参画基本計画での評価指標と目標値を踏襲します。
- 既に現計画の目標値を達成している評価指標は、社会経済情勢等を踏まえて設定します。
- 新たに整理した「基本的方向」と「施策の方向性」に対応するよう、必要に応じて新たな評価指標を追加します。

基本目標Ⅰ

ジェンダー平等の
実現に向けた意識
改革の促進

基本的方向 1 人権尊重とジェンダー平等の視点に立った意識改革

- 施策の方向性 1 人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習の推進
- 施策の方向性 2 ジェンダー平等の視点に立った活動への支援
- 施策の方向性 3 人権尊重やジェンダー平等に関する相談の充実
- 施策の方向性 4 広報・啓発活動の充実と積極的な情報の発信

基本目標Ⅱ

あらゆる分野での
ジェンダー平等の
推進

基本的方向 1 働く場におけるジェンダー平等の推進

- 施策の方向性 1 政策・方針決定への女性の参画の拡大
- 施策の方向性 2 女性活躍のさらなる推進のための意識改革
- 施策の方向性 3 誰もが働きやすい就業環境の整備

基本的方向 2 家庭生活におけるジェンダー平等の促進

- 施策の方向性 1 男性の家庭生活への参画の促進
- 施策の方向性 2 仕事と子育て・介護を両立できる支援の充実

基本的方向 3 多様な働き方への支援

- 施策の方向性 1 就業ニーズに応じた支援
- 施策の方向性 2 起業支援の充実

基本的方向 4 地域におけるジェンダー平等の推進

- 施策の方向性 1 地域活動におけるジェンダー平等意識の醸成
- 施策の方向性 2 ジェンダー平等の視点に立った防災体制づくり

女性活躍
推進計画

基本目標Ⅲ

誰もが安心して
暮らせる社会の
実現

基本的方向 1 ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶

- 施策の方向性 1 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり
- 施策の方向性 2 DV被害者への支援体制の充実
- 施策の方向性 3 性暴力・性被害に関する啓発

DV防止
基本計画

基本的方向 2 多様性を尊重する環境の整備

- 施策の方向性 1 多様な性のあり方への理解促進の支援
- 施策の方向性 2 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備

基本的方向 3 困難や不安を抱える女性への支援

- 施策の方向性 1 貧困等生活上の困難を抱えた女性への支援
- 施策の方向性 2 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実

困難女性
支援
基本計画

基本的方向 4 生涯を通じた健康支援

- 施策の方向性 1 女性の生理と妊娠等に関する健康支援と理解の促進
- 施策の方向性 2 ライフステージに応じた健康づくりの推進

■ 基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進

基本的 方向	評価指標	現状値	目標値 (R12)
1	性別に基づく固定的役割分担の考え方に反対の人 ※「反対」と「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	66.1% (R6)	71.1% (R11)
	男女共同参画社会の形成についての満足度 ※「満足」と「まあ満足」と回答した人の割合	11.3% (R5)	15.6% (R11)

■ 基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

基本的 方向	評価指標	現状値	目標値 (R12)
1	市の附属機関等における女性委員の割合	28.8% (R6)	36% (R12)
	市職員の管理職における女性の割合 ※保育士・消防職・医療技術関係職を除いた行政職全体の割合	13.4% (R6)	30% (R12)
	企業の管理職における女性の割合 ※課長職以上の女性の割合	8.8% (R5)	15% (R11)
2	ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う人の割合（18～59 歳）	18.2% (R5)	22% (R11)
	市職員の年次有給休暇取得率 ※標準付与日数(20 日)に対する取得日数割合	13.8 日 (R5)	15 日 (R12)
	企業に勤める人の年次有給休暇取得率 ※平均取得率が 60%以上の企業の割合	35.9% (R5)	60% (R11)
	市職員の男性の育児休業取得率 ※2 週間以上	48.4% (R5)	85% (R12)
	企業に勤める男性の育児休業取得率 ※取得率 10%以上の企業の割合	54.2% (R5)	90% (R11)
3	女性就業率	45.2% (R3)	48% (R9)
	テレワークへの取組状況	14.6% (R5)	34.4% (R11)
4	地域社会において「平等になっている」と感じている人の割合	25.6% (R6)	33.3% (R11)

■ 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

基本的 方向	評価指標	現状値	目標値 (R12)
1	相談機会が確保されていると感じている市民の割合 ※「思う」と「どちらかといえば思う」と回答した人の割合	23.2% (R5)	30% (R9)
2	性的少数者が生きづらい社会だと思う人の割合 ※「思う」と「どちらかといえば思う」と回答した人の割合	60.7% (R6)	50% (R11)
	高齢者福祉サービス利用件数	30,683 件 (R5)	35,700 件 (R9)
	地域における障がい者への理解度 ※「浸透している」と「少し浸透している」回答した人の割合	20.4% (R5)	22.5% (R11)
3	自立相談支援等の件数	1,888 件 (R4)	2,077 件 (R9)
4	ふだんから健康のために何か取り組んでいる市民の割合	48.6% (R5)	60% (R9)

5 施策の体系

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進

全ての人々がジェンダーにかかわらず、互いにその人権と個性を尊重することは、ジェンダー平等社会を実現するための基盤となるものです。家庭や職場、学校、地域など、あらゆる場面でジェンダー平等の視点が活かされるように、あらゆる世代に向けた取組により意識改革を進めます。

基本的方向1 人権尊重とジェンダー平等の視点に立った意識改革

〈現状と課題〉

全ての人々が個性と能力を発揮できるジェンダー平等社会を実現していくためには、一人一人が、互いの人権を尊重するという認識を持つことが重要です。

令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「学校教育の場」では男女が平等になっているという回答の割合が高かったですが、特に、「政治の場」と「社会通念・習慣・しきたり」では男性が優遇されているという意識が7割を超えています。

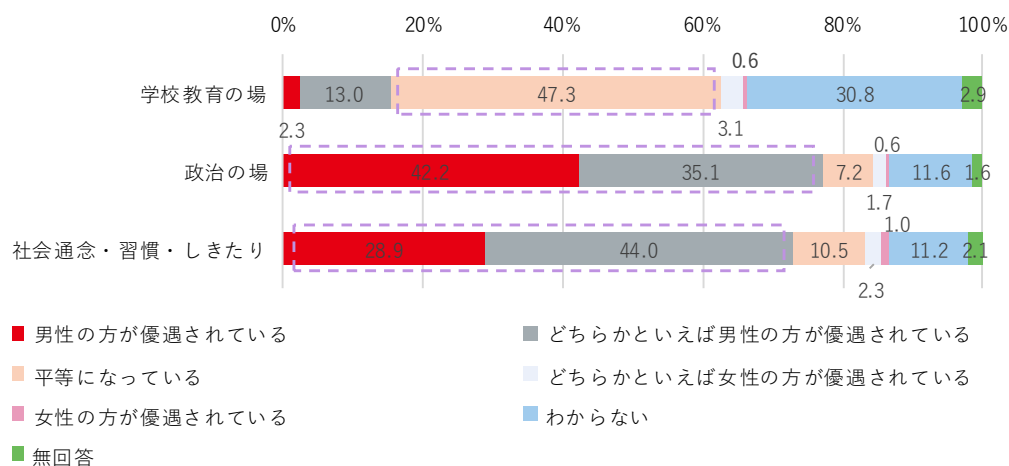


図1 「男女の平等感（抜粋）」（出展：R6 本市調査）

その理由としては男女ともに、「男性優位の組織運営になっているから」、「性別による男女の役割分担意識が強いから」が上位となっています。また、評価指標の数値からは、市民に男女共同参画意識が浸透している一方で、男女共同参画社会の形成への満足度は後退しています。

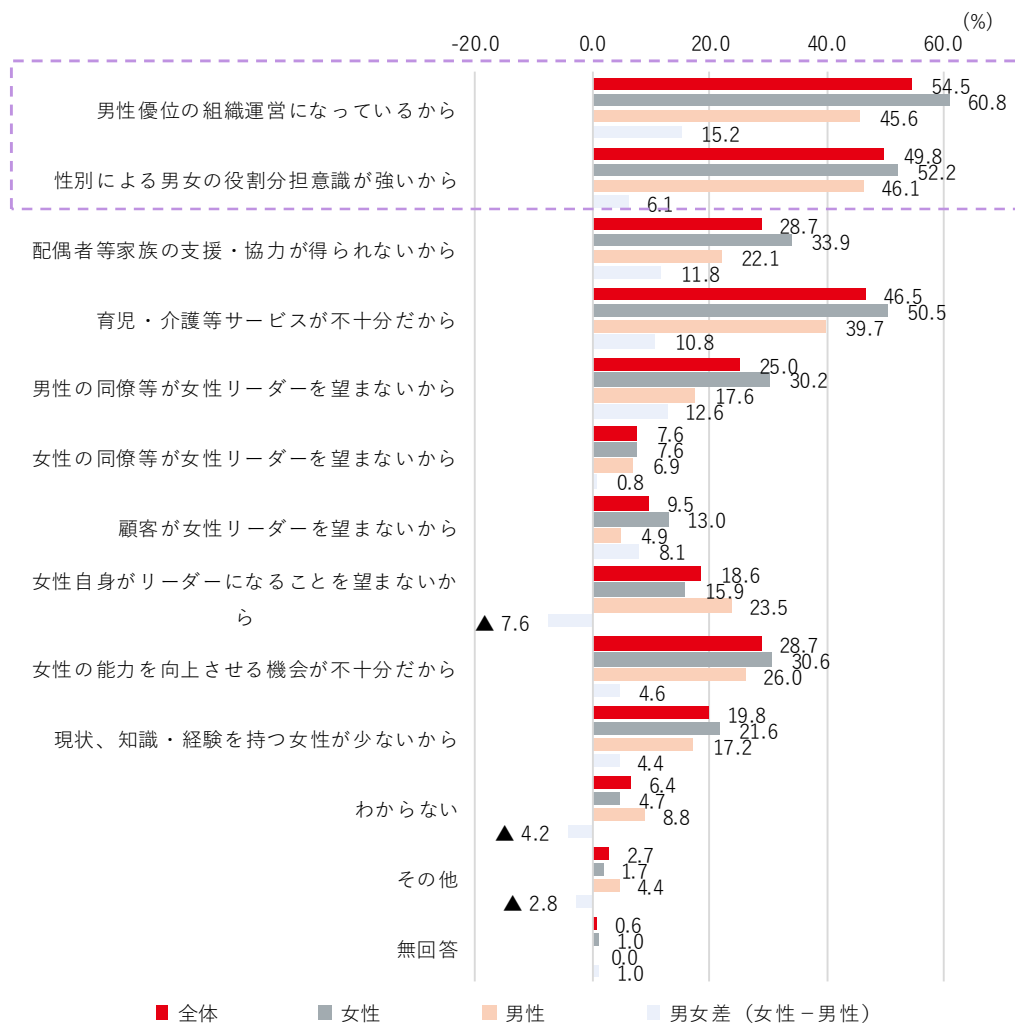


図2 「政策・方針決定に女性の参画が少ない理由」(出展：R6 本市調査)

時代の変遷の中で、少しずつ人々の意識は変化してきていますが、長い歴史の中で培われた性別による固定的役割分担の考え方等がまだまだ存在しています。男女共同参画の社会全体への浸透を進めることで市民意識と社会の現状のギャップを解消していく必要があります。

〈施策の方向性〉

① 人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習の推進

- 学校教育全般を通じて、全ての人の人権が尊重され、一人一人が自立して個性と能力を発揮できるよう、学習内容や学習指導の充実を図ります。
- 幅広い年齢の市民がジェンダー平等について学び理解する機会を提供することで意

識醸成を図ります。

② ジェンダー平等の視点に立った活動への支援

- ジェンダー平等を推進する取組をしている市民団体等への活動支援や活動の場の提供等を実施します。

③ 人権尊重やジェンダー平等に関する相談の充実

- あらゆる場面での相談機会及び相談体制の充実に努めます。

④ 広報・啓発活動の充実と積極的な情報の発信

- 市のホームページや SNS 等を活用した広報や周知の実施と市民を対象としたセミナーや研修などによる啓発活動に取り組みます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

全ての人々がジェンダーにかかわらず、自分らしく働き、暮らすことのできる社会の実現に向けて、多様な働き方やジェンダー平等、多様性の受容の考え方が定着するような取組を実施します。

基本的方向1 働く場におけるジェンダー平等の推進

〈現状と課題〉

評価指標としている様々な位置での女性割合は上昇していますが、数値の伸びは鈍く、さらなる推進が必要です。日本全体としてもジェンダーギャップ指数の「政治」、「経済」分野の順位が低いとなっており、旭川市においても女性の活躍は増えてきているものの、性別による役割分担の意識が強い状態にあります。

女性の活躍に加え、男性の育児参画も併せて広まるよう、意識啓発や環境整備が必要です。

〈施策の方向性〉

① 政策・方針決定への女性の参画の拡大

- 旭川市が審議会委員や職員の女性管理職登用に積極的に取り組むとともに、企業に対してもジェンダー平等の考え方に基づいた職場環境整備の意識の醸成や情報提供に取り組めます。

② 女性活躍のさらなる推進のための意識改革

- 就労に要するスキルの習得支援と就労支援、女性の社会参画を促進するイベントや起業に関するセミナーの開催等により、自発的な活動の促進を継続し、起業への気運を高めていきます。

③ 誰もが働きやすい就業環境の整備

- ワークライフバランスの必要性や有効性について、市民や企業、市職員に対して意識啓発を図ります。
- 就労継続やキャリア形成への支援など、男女がともに健やかに就労を継続できるような取組を実施します。

基本的方向2 家庭生活におけるジェンダー平等の促進

〈現状と課題〉

令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男女が共に仕事と家庭生活を両立していくために必要なこととして、「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境」が最も割合の高い回答でした。

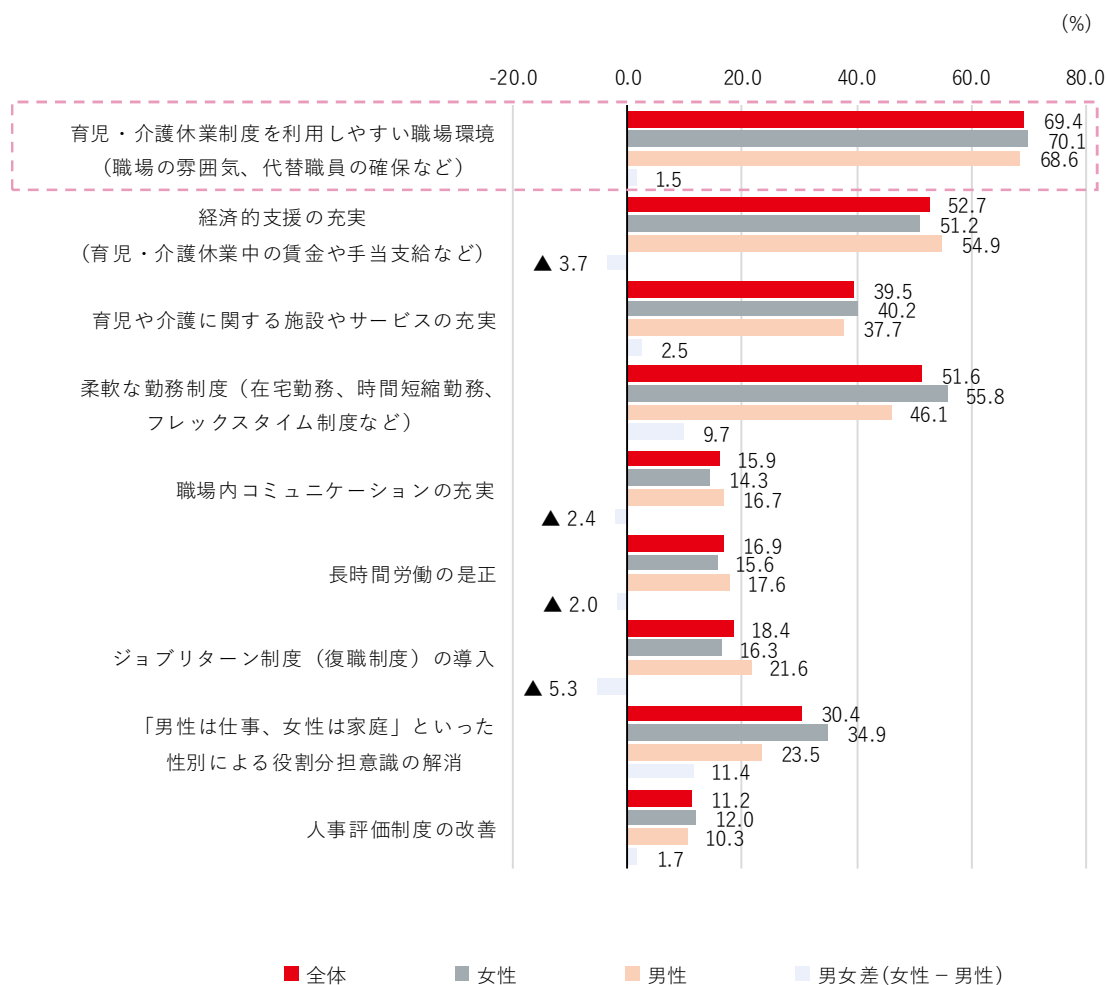


図3 「仕事と家庭の両立支援について」 (出展：R6 本市調査)

一方で、男性の「育児休業」や「介護休業」の利用についての設問の回答では、「男性の取得は賛成だが、現実的には難しいと思う」という回答が4割以上と最も多い状況です。

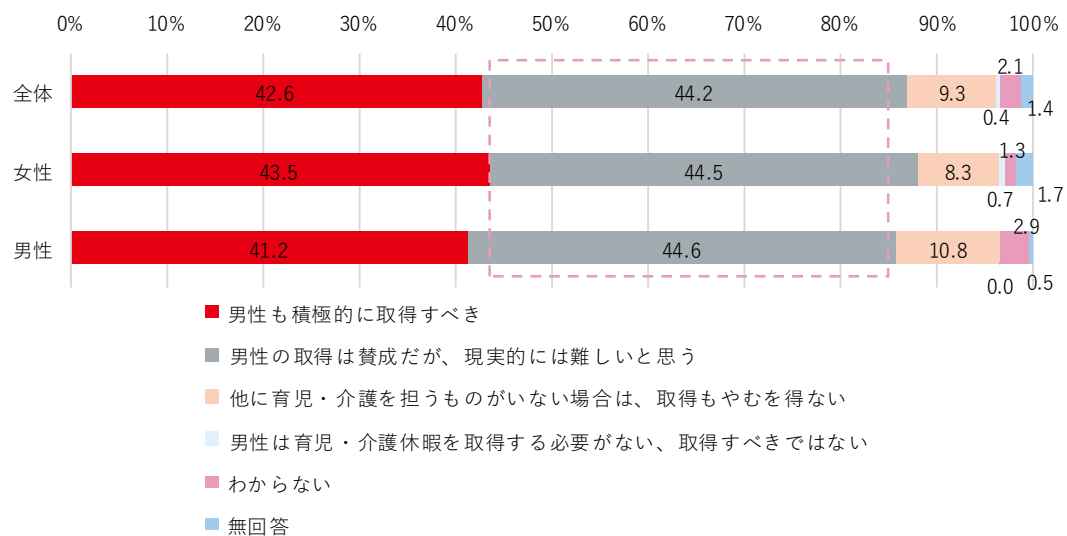


図4 「男性の「育児休業」や「介護休業」の利用について」（出展：R6 本市調査）

また、市民意識調査では、女性が仕事を続ける上で支障となっているものについて、「家庭内での家事育児等への負担の偏り」、「保育や介護に係るサービスの不足」、「職場の理解・協力が得られない」が上位3位となりました。

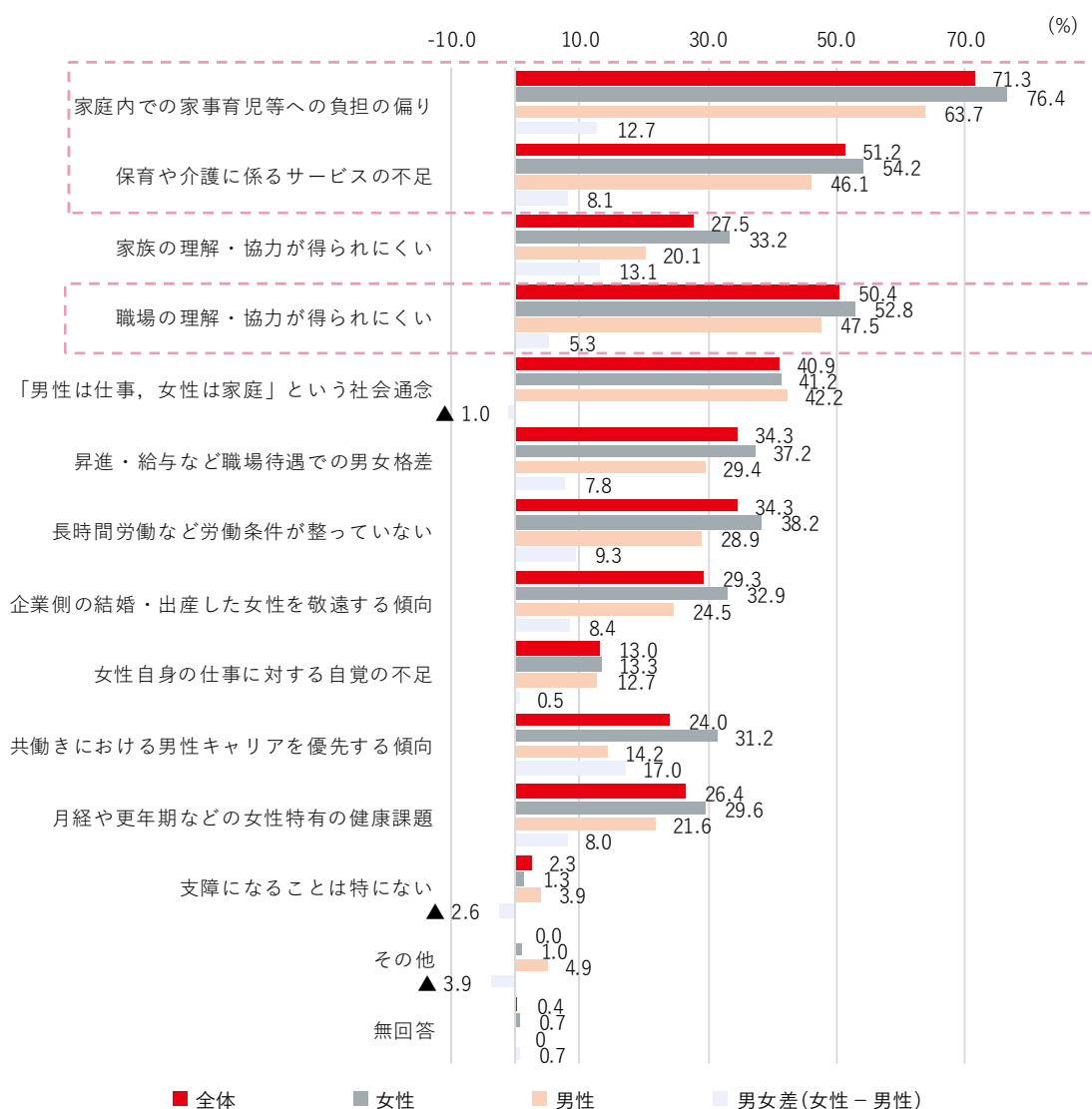


図5 「女性が仕事を続ける上で支障となっているもの」(出展：R6 本市調査)

ワークライフバランスの実現を一層進めるためにも、社会全体での男性の家庭参画や子育て・介護の両立への意識醸成が必要です。

〈施策の方向性〉

① 男性の家庭生活への参画の促進

- 市役所が率先して、更なる業務改善や多様な働き方により職員の負担軽減を図るなどして、庁内のワークライフバランスを推進します。
- 市役所における取組を広く市内企業等に普及啓発するとともに、企業に多様な働き方の意識啓発や導入の後押しに取り組みます。

② 仕事と子育て・介護を両立できる支援の充実

- 各種保育サービスや介護サービスの充実を図り、仕事と子育て・介護の両立を支援するとともに、市民への啓発活動を実施します。

基本的方向3 多様な働き方への支援

〈現状と課題〉

令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、女性が男性に比べ経済的困窮に陥りやすい原因について、女性の回答では「正規雇用での再就職の難しさ」が最も多く、この回答は男性との回答の割合差が最も大きいものでもありました。

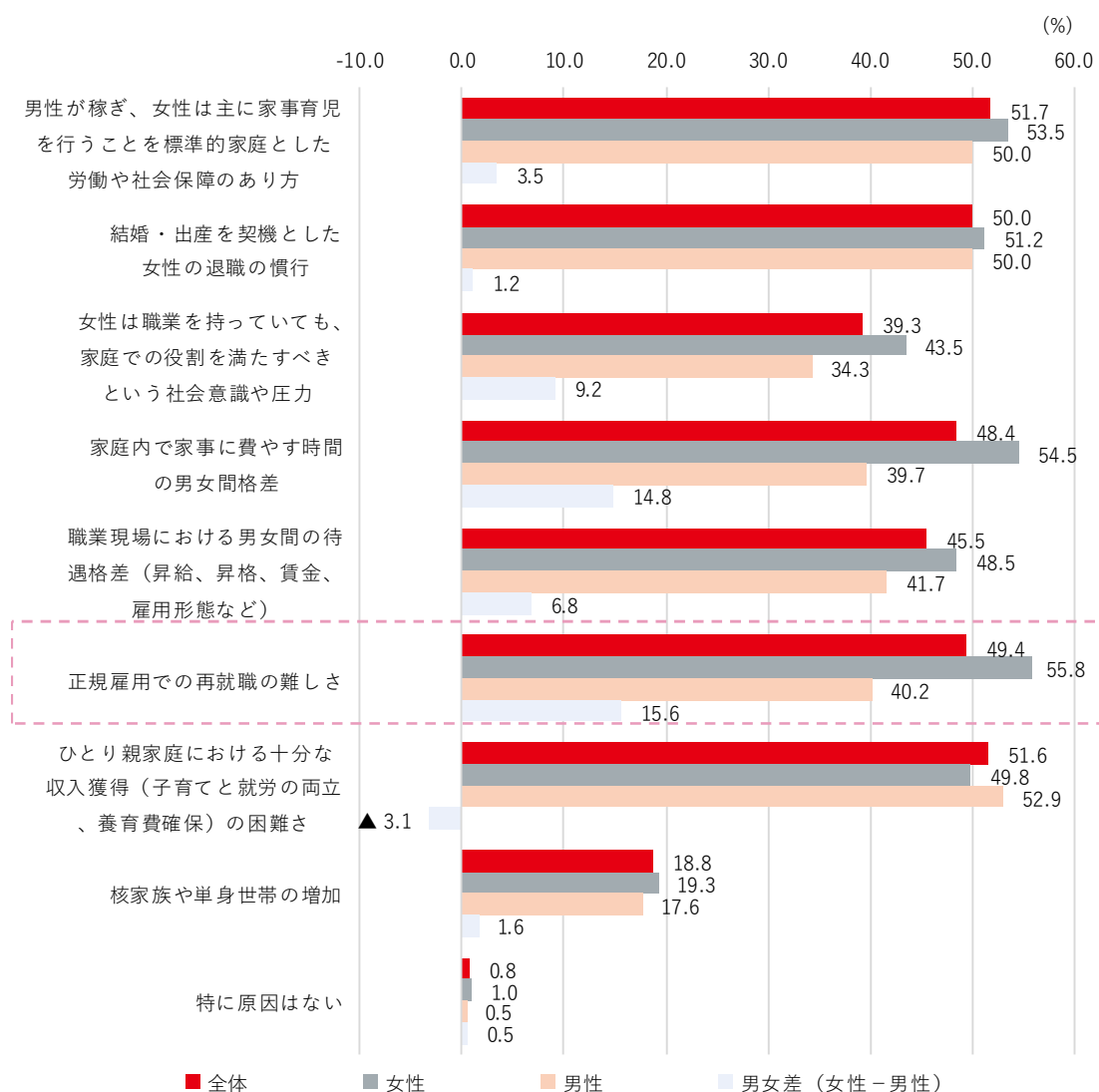


図6 「女性が男性に比べ経済的困窮に陥りやすい原因について」（出展：R6 本市調査）

また、仕事と家庭の両立支援について「柔軟な勤務制度」は男女ともに回答割合が高く、特に女性のニーズが高い結果となりました。

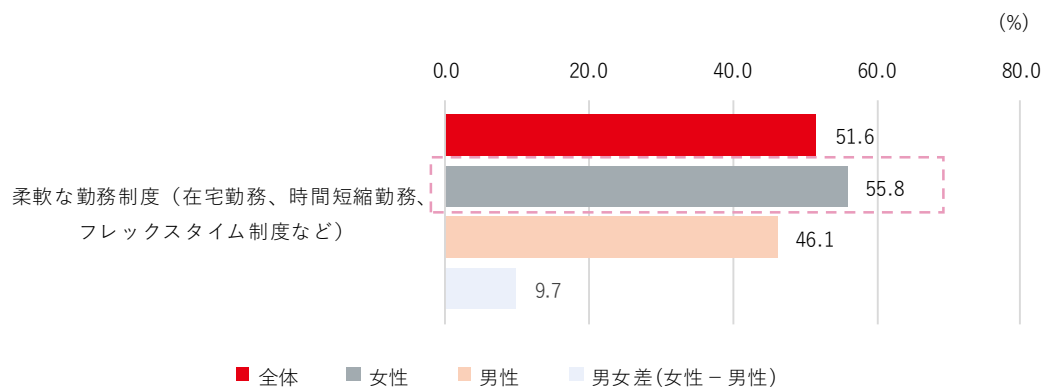


図7「仕事と家庭の両立支援について（抜粋）」（出展：R6 本市調査）

令和2年度（2020年度）の国勢調査の旭川市の女性の労働力率を見ると、30代で低下し、M字カーブを描いていることが確認できます。これは結婚や出産の時期に低下し、育児が一定程度落ち着く時期に再び上昇することを示しています。

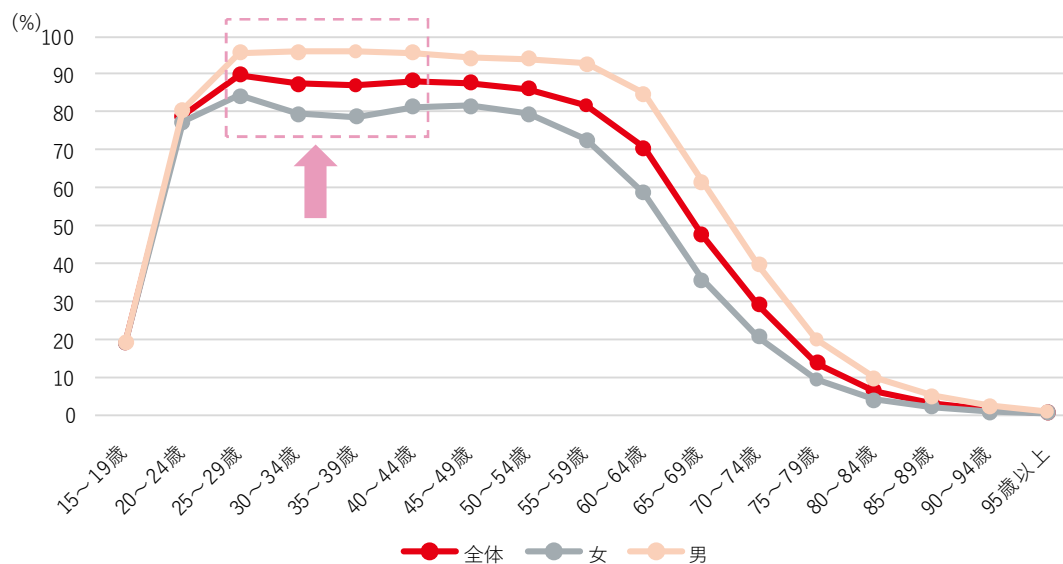


図8「R2年度女性の労働力率」（「国勢調査」結果から作成）

このような状況から女性の再就職支援や在宅や起業といった多様な働き方への支援や意識醸成が必要です。

〈施策の方向性〉

① 就業ニーズに応じた支援

- 就労に要するスキルの習得支援や就労支援の実施と、女性の社会参画イベント等の実施により女性活躍の促進を継続します。

② 起業支援の充実

- 起業に関する相談やセミナー開催、女性起業家のネットワークづくりの支援等による意識醸成と起業への気運向上に取り組めます。

基本的方向 4 地域におけるジェンダー平等の推進

〈現状と課題〉

令和 6 年度（2024 年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、地域社会での男女が平等だと感じている割合は 25%程度で、地域の男女共同参画が進んでいるとは言えない状況です。かつては多くの地域活動において役職者を男性が担い、実際の活動は女性が広く担うといった役割分担が行われていました。しかし、現在は女性が働くことが当たり前の社会であり、ジェンダーにかかわらず役割を果たし、誰もが参加しやすい地域活動の環境整備が求められます。

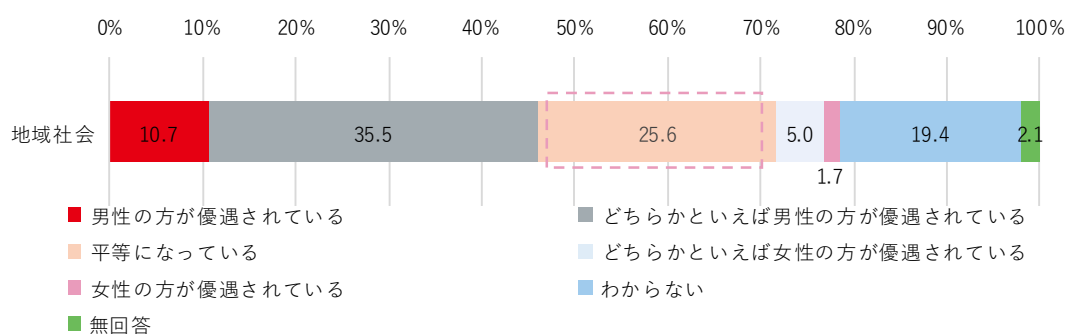


図 9 「男女の平等感（抜粋）」（出展：R6 本市調査）

特に防災面においては令和 6 年度（2024 年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査でもジェンダーに配慮した取組が必要との意見があり、ジェンダー平等の視点の反映が必要です。

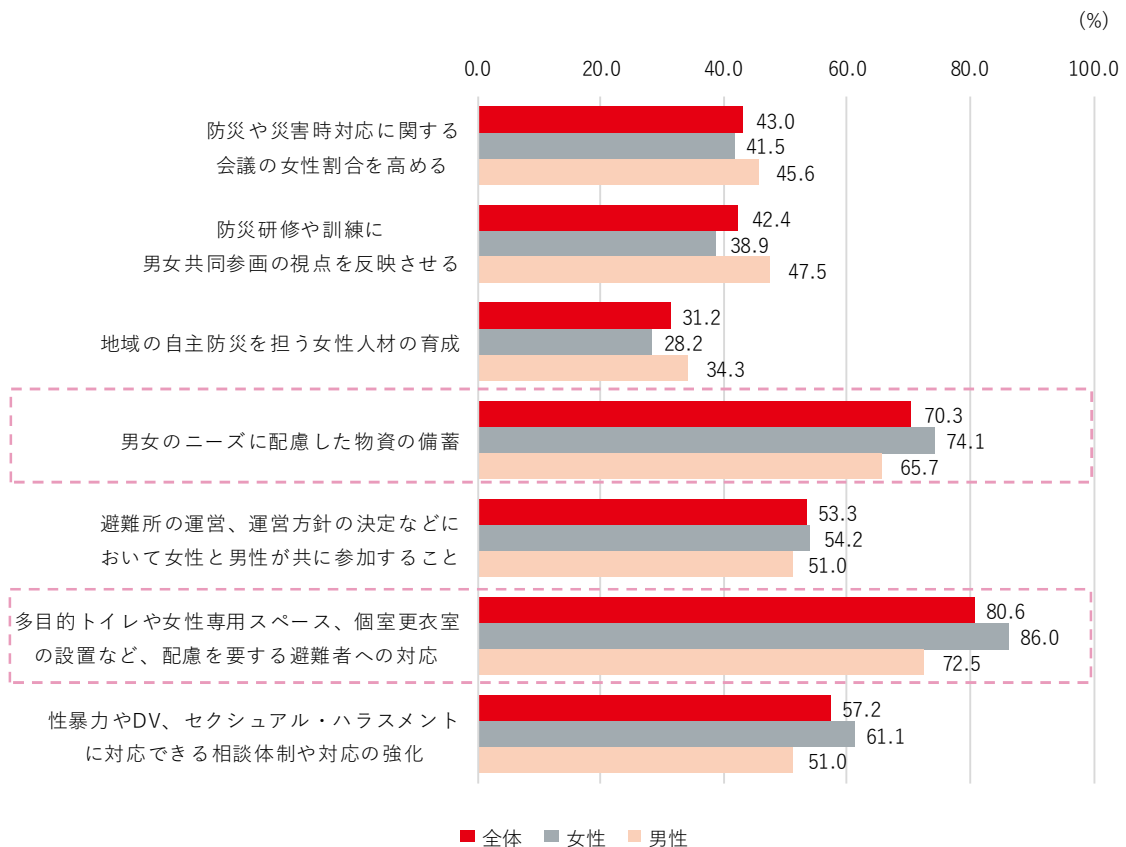


図 10「防災や災害時における性別に配慮した対応について」（出展：R6 本市調査）

〈施策の方向性〉

① 地域活動におけるジェンダー平等意識の醸成

- ジェンダーを問わず、市民が地域活動に参加するよう周知啓発し、更なる女性の参画を促進します。

② ジェンダー平等の視点に立った防災体制づくり

- 防災対策に多様な視点を取り入れることは非常に重要であり、今後も、ジェンダーの視点を取り入れた防災講習会を開催するとともに、防災会議への女性委員登用を促進します。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

人権を脅かすあらゆる暴力の根絶を目指し、暴力を容認しない意識の醸成や被害者支援に取り組めます。様々な要因により困難を抱えた女性への支援体制を充実させるとともに、女性特有の健康課題への理解促進と男女の生涯を通じた健康を支援します。さらに、全ての人がジェンダーにかかわらず、人権を尊重され安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本的方向1 ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶

〈現状と課題〉

配偶者や交際相手など親密な間柄における暴力は、加害者も被害者も問題の重大さを自覚しにくい傾向にあります。DVを未然に防止するために人権意識を高めるとともに、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で決して許されないものであるとの認識を広め、DVを容認しない意識を社会全体で共有していくことが重要です。

また、DVという言葉の認知度は高まってきているものの、必ずしも正しい認識が浸透しているとは言えません。令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査ではDVやデートDV等を直接経験したことや見聞きしたことの有無についての回答率を合わせると、DVは約5割、デートDVは約3割が「ある」と回答しています。

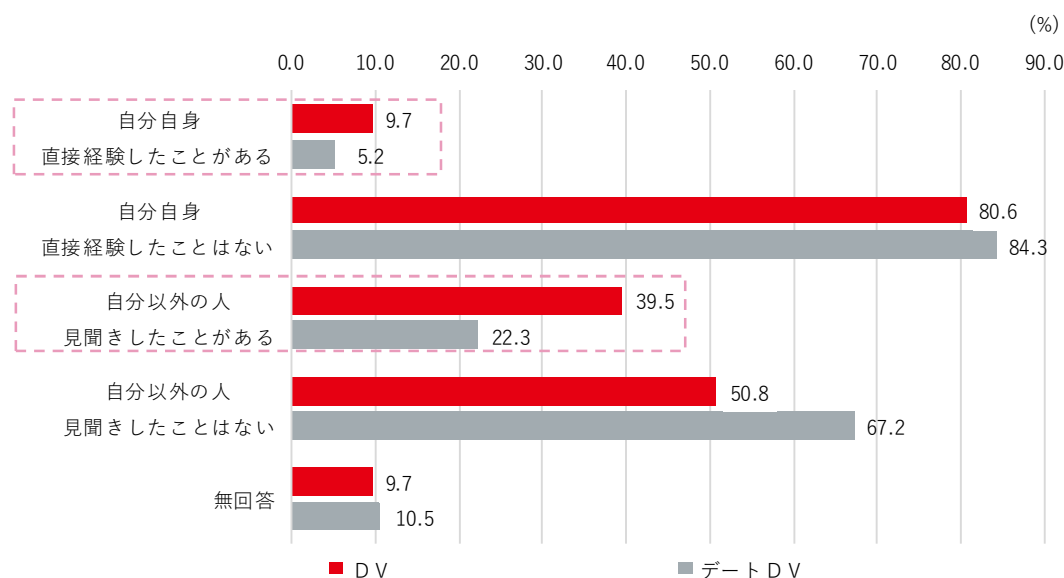


図11 「DVやハラスメントの経験など」（出展：R6本市調査）

しかしその一方で、暴力だと思う行為についての設問では「身体を傷つける可能性のあるもので殴る」、「刃物などを突きつけて脅す」といった行為はどのような場合でも暴力にあたるとの回答が多いながらも、「交友関係や電話などを細かく監視する」、「何を言っても長時

間無視し続ける」といった行為はどのような場合でも暴力にあたるという回答が半数程度に留まり、身体的暴力以外の行為は暴力と認識しない層が一定数存在することが分かりました。

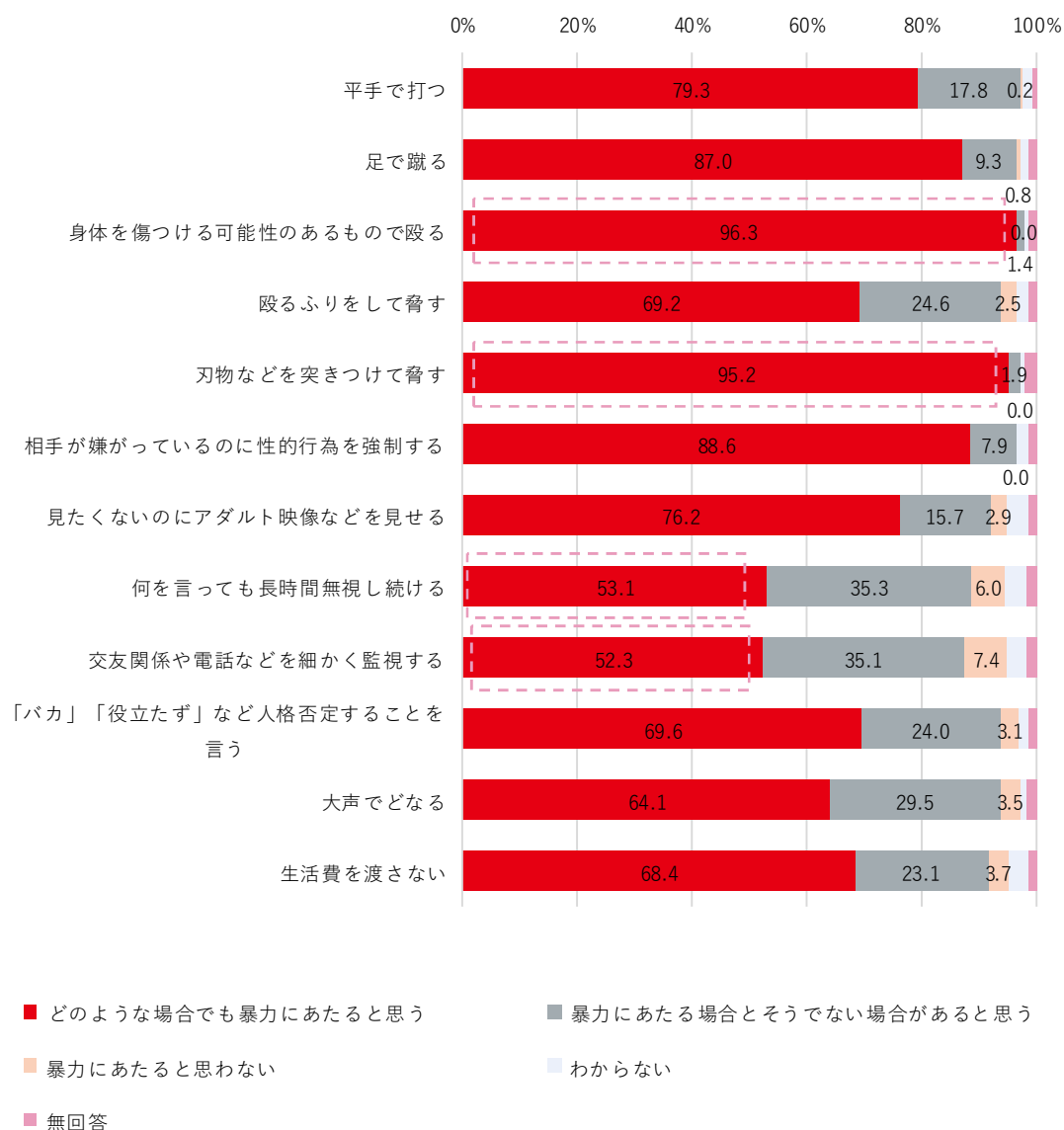


図 12「暴力の認識」（出展：R6 本市調査）

また、性暴力被害の相談窓口に関する設問では、2 割の人が「知っているものはない」と回答しており、窓口の認知度も低いことが分かりました。

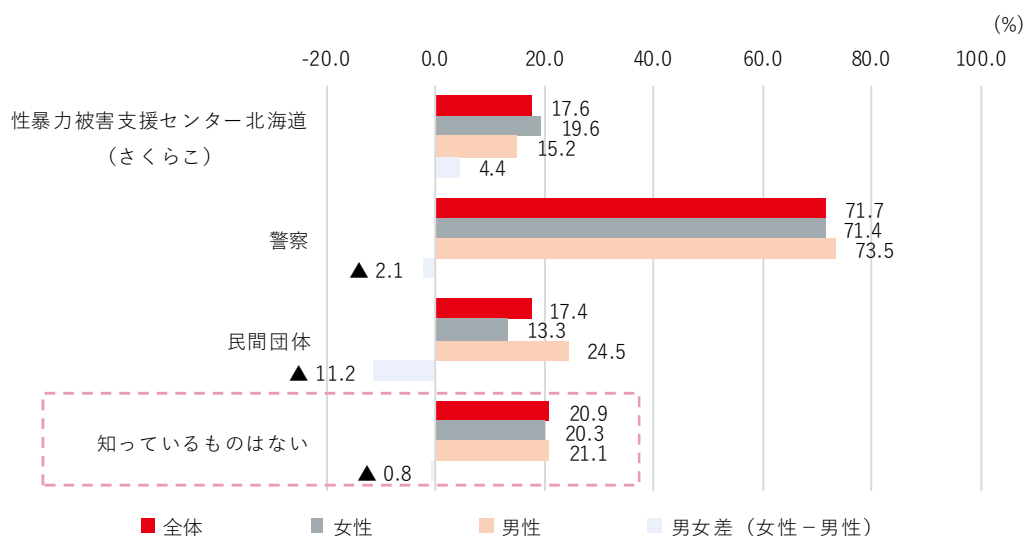


図 13 「性暴力被害の相談窓口の認知度」(出展：R6 本市調査)

これらからDVに関する正しい認識を広め、併せて、相談窓口や被害者を保護する制度があることを広く周知する必要があります。

〈施策の方向性〉

① あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

- 正しい知識の普及に努めるとともに、高校生など若年層への啓発にさらに力を入れます。

② DV被害者への支援体制の充実

- 相談者をより適切で効果的な支援に繋げるため、研修受講などによる相談員の資質の向上と、相談窓口のより効果的な周知の継続に努めます。また、関係窓口の連携の強化など、より良い支援に繋げる体制を構築し支援します。

③ 性暴力・性被害に関する啓発

- 広報・啓発活動を通じ、DVに関する正しい知識の普及に取り組みます。
- 学校や地域社会において、人権尊重や男女共同参画の視点に立った教育を推進します。
- DVに対する正しい知識を持ち、将来にわたり交際相手や配偶者と対等な人間関係を築いていけるよう、若年層に対する予防啓発と相談窓口の周知に取組ます。
- 配偶者等から身体に対する暴力を受けている人を発見したときの通報先や通報の意義について啓発を行います。

基本的方向2 多様性を尊重する環境の整備

〈現状と課題〉

令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、性的少数者の方にとって、偏見や差別により生活しづらい社会だと思うと回答した割合が全体の6割を占めました。市民の性的少数者への理解や知識は、社会情勢などからも徐々に増えているものと思われますが、十分に進んでいるとは言えません。

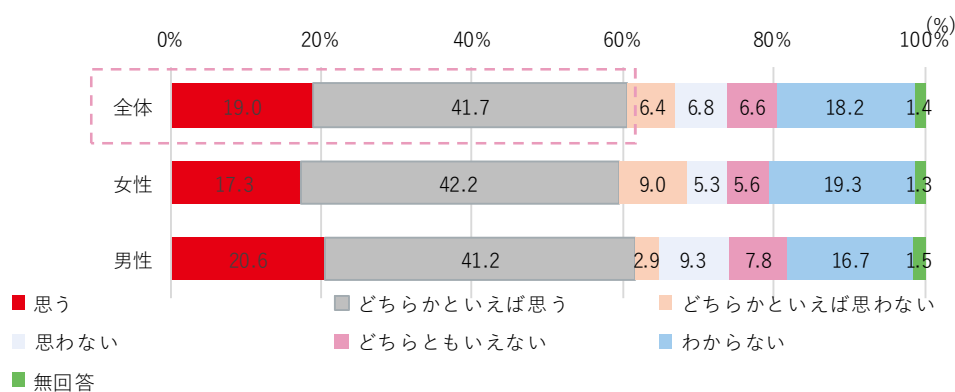


図14「性的少数者に対する偏見や差別の認識」（出展：R6 本市調査）

また、身近に性的少数者がいると回答した割合は、若い世代で高く、20代では約30%、30代も約25%となっています。

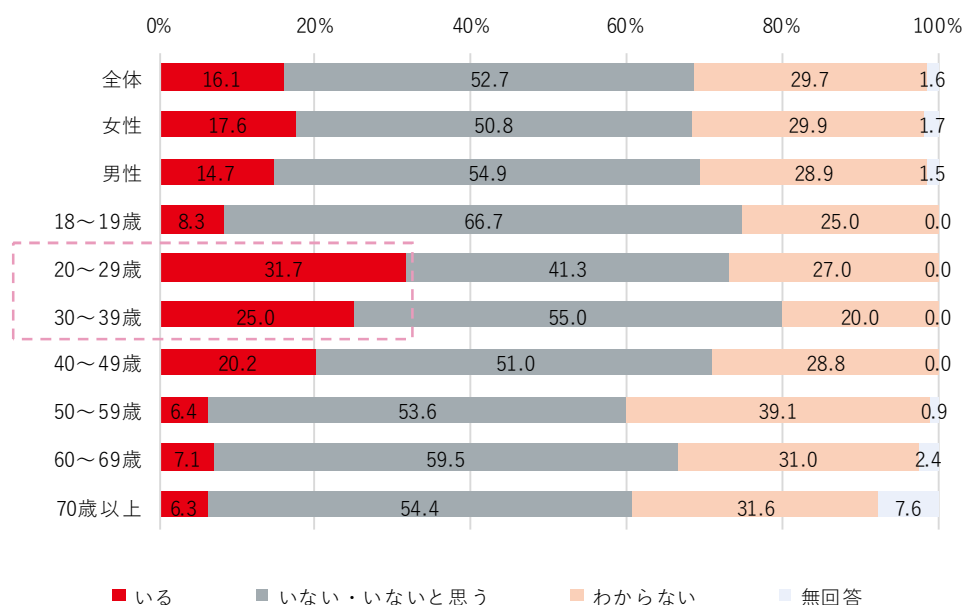


図15「性的少数者に対する認識」（出展：R6 本市調査）

令和5年度（2023年度）の旭川市市民アンケート調査では、高齢者や障害者などの福祉施設の整備状況について、「よい」と考えている人よりも「悪い」と考えている人の方が多く、その前の調査である令和3年度（2021年度）調査からも評価が下がっています。

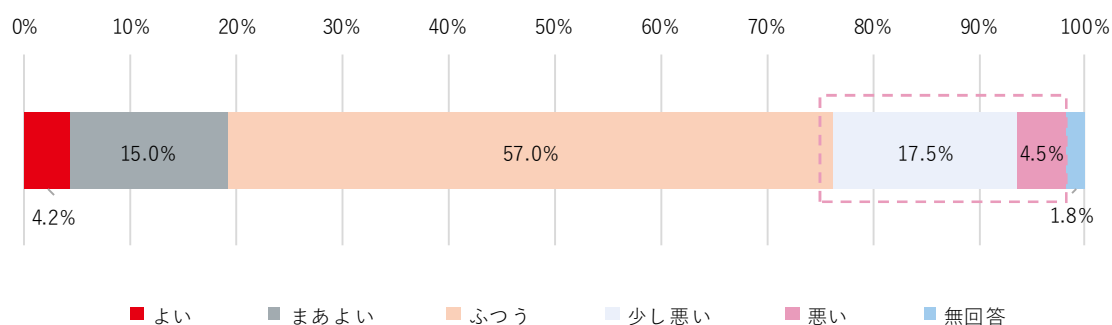


図 16 「高齢者や障害者などの福祉施設の整備（保全、有効活用）状況（抜粋）」（出展：令和5年度旭川市市民アンケート調査）

今後は多様性尊重の考え方のもと、多様な人々への市民の理解と環境整備が必要と言えます。

〈施策の方向性〉

① 多様な性のあり方への理解促進の支援

- 男女共同参画意識の醸成や性別による人権侵害の防止に向け、市民や児童生徒に向けた啓発を継続するとともに、LGBTQ に関する取組についても継続し啓発に努めます。
- 女性のライフステージに応じて、心身の状況の変化に対応した施策を包括的に推進します。また、望まない妊娠を防止し、性及び生殖に関する個人の意思を尊重できるよう意識啓発や情報提供を行います。

② 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備

- 多様性尊重の考え方のもと全ての人が安心して暮らせるための情報発信や地域社会の形成に取り組めます

基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援

〈現状と課題〉

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性の把握と、その人が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた相談支援の実施や適切な情報提供や助言を行うなどの支援を包括的に提供していく必要があります。

〈施策の方向性〉

① 貧困等生活上の困難を抱えた女性への支援

- 関係部署と連携し、被害者支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度に繋げていきます。

② 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実

- 被害者が抱える、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、庁内の関係部署や民間団体等が連携し、早期から切れ目なく被害者の状況や事情に対応した相談支援や情報提供を行います。

基本的方向4 生涯を通じた健康支援

〈現状と課題〉

令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、女性が仕事を続ける上で、支障となっているものとして約3割の女性が「月経や更年期などの女性特有の健康課題」をあげています。女性の就業率が上昇する中で、女性のキャリア継続のためには、男女双方の健康課題への理解と支援体制の推進が求められます。

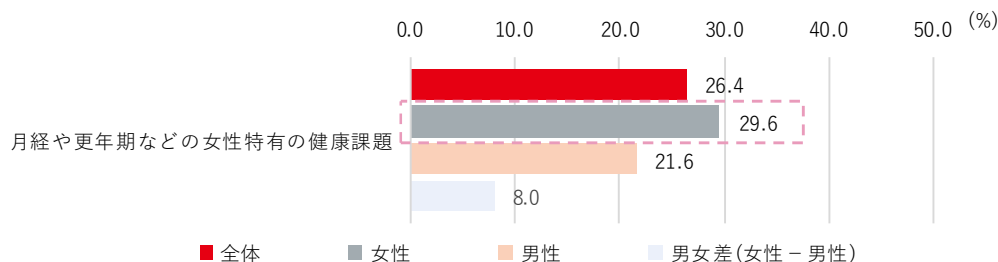


図 17 「女性が仕事を続ける上で支障となっているもの（抜粋）」（出展：R6 本市調査）

また、核家族化の進行や女性の就業等の増加により子どもを生み育てる環境も変化しており、妊娠・出産・子育てに関する不安を和らげ、安心した暮らしを送ることができる支援が必要です。

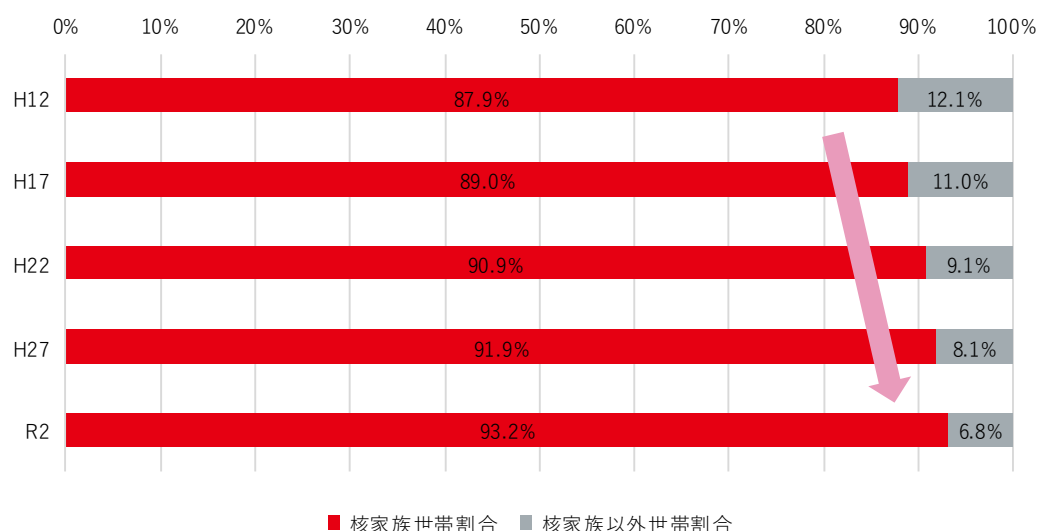


図 18 「親族世帯における核家族世帯の割合」（「国勢調査」結果から作成）

全国的に晩婚化や初産年齢の上昇、疾病構造の変化に加え、特定健康診査の受診率が低迷している点から、本市でも将来の介護負担の抑制に向けた取組が必要です。

男女が長く心身共に健康であるように、市民の健康づくりへの意識向上を図るとともに、各種健診の受診促進や多様な運動機会の提供など、ライフステージに応じた健康増進への支援が必要です。

〈施策の方向性〉

① 女性の生理と妊娠等に関する健康支援と理解の促進

- 妊娠・出産期における健康診査・保健指導、不妊治療に対する支援などをはじめとする女性特有の健康や病気に関する各種取組や周知を実施します。

② ライフステージに応じた健康づくりの推進

- 特定健康診査と検査結果に基づく保健指導の実施、スポーツ大会の開催や運動施設の整備等の運動機会の提供、介護予防運動教室の実施など、ライフステージに応じた切れ目のない心身の健康づくりの支援に努めます。

6 プラン策定の経過

本プランは、令和6年度から旭川市男女共同参画審議会で審議を行ってきました。

令和6年度に「(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン 基本方針」を策定し、令和7年度はそれに沿って「(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン(案)」を作成していきます。

年月	会議名	審議事項
2024年 5月	令和6年度第1回 旭川市男女共同参画審議会	・男女共同参画プランの策定について ・男女共同参画に係る市民意識調査の実施について
2025年 2月	令和6年度第2回 旭川市男女共同参画審議会	・(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン基本方針(案)について(次期計画で取り組むべき事項及び基本的視点/計画の位置付け/名称案/計画期間/基本理念/計画の体系/評価指標) ・令和6年度男女共同参画に関する市民意識踏査報告書及び事業者意識調査報告書について
5月	令和7年度第1回 旭川市男女共同参画審議会	・(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン(案)についての諮問 ・評価指標の考え方について ・プランの構成について ・「施策の展開」について ・プランの名称について
8月	令和7年度第2回 旭川市男女共同参画審議会	・パブリックコメント結果の報告 ・関係機関意見聴取結果の報告 ・各意見の案への反映について ・プランの名称について
9月	令和7年度第3回 旭川市男女共同参画審議会	・答申本文(案)について
10月	答申	・旭川市ジェンダー平等プラン(案)について